

文京区保育所等整備事業補助金交付要綱

30 文子幼第 2435 号平成 30 年 10 月 1 日区長決定

30 文子幼第 3256 号平成 30 年 12 月 3 日部長決定

2019 文子幼第 1535 号令和元年 7 月 10 日部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）における保育施設の整備、開設準備等に係る経費の一部を補助することにより、認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「保育所等」という。）の積極的な開設を促進し、もって一層の保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和 49 年 12 月文京区規則第 44 号）の定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（以下「法」という。）第 35 条第 4 項の認可を受けて設置された保育所をいう。
- (2) 小規模保育事業所 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (3) 家庭的保育事業所 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する事業を行う事業所をいう。
- (4) 事業所内保育事業所 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業を行う事業所をいう。

(補助金の事業の種類)

第 4 条 補助金の事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保育施設整備補助事業
- (2) 開設準備経費補助事業
- (3) 賃借料補助事業

(補助対象事業)

第 5 条 保育施設整備補助事業に係る補助金の交付の対象となる事業は、区内における保育施設の整備に係る事業であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 認可保育所 次に掲げる事業のうち、認可保育所について行うもの
ア 保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省発子 0508 第 1 号）に基づく保育所等に係る施設整備事業

- イ 保育所等改修費等支援事業実施要綱（雇児発0331第30号）に基づく賃貸物件による保育所改修費等に係る事業
 - (2) 小規模保育事業所 次に掲げる事業
 - ア 保育所等整備交付金交付要綱に基づく小規模保育事業所に係る施設整備事業
 - イ 保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく小規模保育改修費等に係る事業
 - (3) 家庭的保育事業所 保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく家庭的保育改修費等に係る事業
 - (4) 事業所内保育事業所 地域型保育事業（事業所内保育事業）支援事業補助金交付要綱（27福保子保第1354号）に基づく事業所内保育事業所の設置又は改修等に係る事業
 - (5) 認可化移行改修費等 保育所等改修費等支援事業実施要綱に基づく認可化移行改修費等に係る事業
 - (6) 防音等対策設備 次に掲げる事業のうち、認可保育所又は小規模保育事業所について行うもの
 - ア 保育所等整備交付金交付要綱に基づく防音壁整備事業に係る事業
 - イ 子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱（21福保子家第112号）に基づく基盤の整備に係る事業（民間保育所等の近隣住民調整に伴い行う整備に限る。）
 - (7) 高騰加算 第1号及び第2号に規定する事業（本体工事、内装工事等に限る。）の補助基準額を超えて実施する事業のうち、区長が必要があると認めたもの
- 2 開設準備経費補助事業に係る補助金の交付の対象となる事業は、区内における次に掲げる認可保育所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所の開設又は開業準備に係る事業のうち、別に定めるところにより区が実施するものとする。
- (1) 初度調弁
 - (2) 研修等事前準備
 - (3) 緊急通報装置設置（認可保育所又は小規模保育事業所の開設又は開業準備に係る事業に限る。）
- 3 賃借料補助事業に係る補助金の交付の対象となる事業は、区内における保育所等に係る建物の賃借のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- (1) 開設前賃借料 平成30年度賃貸物件による保育所の開設準備経費補助要綱（30福保子保第3827号）及び平成30年度開設前賃借料補助（小規模保育）補助要綱（30福保子保第4224号）に基づく補助事業に係る事業
 - (2) 開設後賃借料 保育所等賃借料補助事業実施要綱（28福保子保第3448号）に基づく補助対象事業に係る事業

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、前条各項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するための経費のうち、別表第1に定める経費とする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表第1から別表第5までに規定する基準により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、算出した交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする（緊急通報装置設置に係る補助を除く。）。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を別に定める期日までに区長に提出するものとする。

(1) 保育施設整備補助事業 次に掲げる書類

ア 文京区保育所等整備事業補助金（保育施設整備補助事業）交付申請書（別記様式第1号）

イ 文京区保育所等整備事業補助金（保育施設整備補助事業）内訳書（別記様式第2号）

ウ 土地及び建物の賃貸借契約書の写し（賃貸物件による場合に限る。）

エ 土地及び建物の不動産登記簿謄本（自己所有物件による場合に限る。）

オ 工事請負契約書の写し（工事見積内訳書を含む。）

カ 設計・工事監理委託契約書の写し

キ その他区長が必要があると認める書類

(2) 開設準備経費補助事業 次に掲げる書類

ア 文京区保育所等整備事業補助金（開設準備経費補助事業）交付申請書（別記様式第3号）

イ 購入備品等明細書（別記様式第4号）（初度調弁に係る申請の場合に限る。）

ウ 対象職員名簿（別記様式第5号）（研修等事前準備に係る申請の場合に限る。）

エ 緊急通報装置の設置に係る契約書の写し（緊急通報装置設置に係る申請の場合に限る。）

オ その他区長が必要があると認める書類

(3) 賃借料補助事業 次に掲げる書類

ア 文京区保育所等整備事業補助金（賃借料補助事業）交付申請書（別記様式第6号）

イ 文京区保育所等整備事業補助金（賃借料補助事業）内訳書（別記様式第7号）

ウ 建物の賃貸借契約書の写し

エ その他区長が必要があると認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定により交付の申請を受けた場合は、提出された書類の内

容を審査し、交付を決定したときは文京区保育所等整備事業補助金交付決定通知書（別記様式第8号）により、不交付を決定したときは文京区保育所等整備事業補助金不交付決定通知書（別記様式第9号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、別表第6に規定する補助条件を付すものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第10条 区長は、前条第1項の規定により交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（承認事項）

第11条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、その理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第13条 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対し補助事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

（補助事業の遂行命令等）

第14条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の命令を受けたときは、当該命令に基づく是正完了後速やかに区長に対して報告しなければならない。

3 区長は、補助事業者が第1項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、それらの事実のあった日から30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類により補助事業の実績を報告しなければならない。

(1) 保育施設整備補助事業 次に掲げる書類

- ア 文京区保育所等整備事業補助金（保育施設整備補助事業）実績報告書（別記様式第10号）
- イ 文京区保育所等整備事業補助金（保育施設整備補助事業）内訳書
- ウ 第8条第1号ウからキまでに掲げる書類（交付決定後、その内容に変更があった場合に限る。）
- エ その他区長が必要があると認める書類

(2) 開設準備経費補助事業 次に掲げる書類

- ア 文京区保育所等整備事業補助金（開設準備経費補助事業）実績報告書（別記様式第11号）
- イ 購入備品等明細書（初度調弁に係る報告の場合に限る。）
- ウ 購入備品に係る領収書又は納品書の写し（初度調弁に係る報告の場合に限る。）
- エ 対象職員名簿（研修等事前準備に係る報告の場合に限る。）
- オ 対象職員の給与明細書又は支払証明書の写し（研修等事前準備に係る報告の場合に限る。）
- カ 緊急通報装置の設置に係る領収書の写し（緊急通報装置設置に係る報告の場合に限る。）
- キ その他区長が必要があると認める書類

(3) 賃借料補助事業 次に掲げる書類

- ア 文京区保育所等整備事業補助金（賃借料補助事業）実績報告書（別記様式第12号）
- イ 文京区保育所等整備事業補助金（賃借料補助事業）内訳書
- ウ 第8条第3号ウ及びエに掲げる書類（交付決定後、その内容に変更があった場合に限る。）
- エ その他区長が必要があると認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 区長は、前条の規定による実績の報告に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区保育所等整備事業補助金額確定通知書（別記様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。
（是正のための措置）

第17条 区長は、前条の規定による審査等の結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第15条の規定は、前項に規定する命令により、補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

（補助金の交付請求）

第18条 補助業者は、第16条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、区長に対し、速やかに文京区保育所等整備事業補助金交付請求書（別記様式第14号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、当該請求に係る補助金を補助事業者に対し、支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第20条 区長は、第10条又は前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に対し、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときにおいても適用する。

（違約加算金）

第21条 補助事業者は、第19条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金の計算に当たっては、1年を365日とする日割計算を行うものとし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（延滞金）

第22条 補助事業者は、第20条の規定により補助金の返還が命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

2 前項の延滞金の計算に当たっては、1年を365日とする日割計算を行うものと

し、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 補助事業者が第20条の規定により補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等の額と未納付額を相殺するものとする。

(委任)

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

別表第6（第9条関係）

補助条件

1 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、本補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加の価格が単価30万円（平成30年度開設前賃借料補助（小規模保育）補助要綱に基づく事業にあつては50万円）以上の機械、器具その他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）」（平成30年度開設前賃借料補助（小規模保育）補助要綱に基づく事業にあつては「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」）に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、区長の承認を受けないでこの要綱による補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処分につき区長の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業者は、補助事業により既存施設の施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得した財産について、取壊し等の財産処分を行う場合には、区長の承認に加え、厚生労働大臣又は関東信越厚生局長の承認を受けなければならない。

2 財産処分に伴う収入の納付

区長は、区長の承認を受けて1に定める財産を処分することにより補助事業者
に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

3 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、
補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、そ
の効率的な運用を図らなければならない。

4 補助金の重複受給の禁止

補助事業者は、この要綱による補助金の対象経費と重複して、他の補助金等
の交付を受けてはならない。

5 補助事業の完了時期

補助事業は、原則として区長が指定する日までに完了しなければならない。

6 書類の整備保管

- (1) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、(1)に定める期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

7 消費税仕入控除税額の報告

補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下単に「消費税」という。）申告によりこの要綱による補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式第15号）により区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

8 資金提供の制限

補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金等を除く。）の資金提供を受けてはならない。

9 適正な契約手続の実施

- (1) 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方に対し当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、区が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

10 建物賃借料の適正額設定

補助事業者が貸主に対して支払う建物賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。